

## 【別紙様式】特定事業者支援事業に関する公表様式

<p>沖縄県は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、以下の事業を実施します。</p>			
事業名	県立病院繰出金（離島等医療確保緊急支援金）		
総事業費 （千円）	1,646,437千円	交付金関連事業費 （交付対象経費） （千円）	548,732千円
事業概要	<p>①目的 不採算地区中核病院（県立北部、宮古及び八重山病院）における医療提供体制を確保するため、近年の労務単価及び物価上昇等の影響が診療報酬の改定に反映されるまでの間の緊急的な支援として、地方公営企業法第17条の3の規定に基づき、繰出金の追加支出を行う。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 繰出金のうち、材料費及び経費の物価高騰影響分 A 不採算地区中核病院のR5からR7の医療費用増加率：+8.04% B 診療報酬改定率：+0.88% C 物価高騰による影響分：A-B = +7.16% D 不採算地区中核病院のR5医療費用：22,991,458千円 D' Dのうち、不採算地区中核病院のR5材料費及び経費：7,662,706千円 E 繰り出し額：C×D = 1,646,437千円 E' 重点交付金対象額：C×D' = 548,732千円</p> <p>③交付対象 1) 交付対象者 沖縄県病院事業局  2) 交付対象者の選定理由・選定方法 不採算地区中核病院は、民間病院の立地が困難な経営条件の厳しい地域において、二次救急や災害時等の拠点となる中核的な公立病院として、各医療圏において、離島・へき地医療を支える重要な役割を担っており、所在医療圏に一つしかない中核的な医療機関であることから、医療提供体制の維持のため、不採算地区中核病院を運営する病院事業局に対し支援を行う。</p> <p>④期待される効果 不採算地区中核病院の経営維持が図られ、離島・へき地における医療提供体制の確保につながる。</p>		
物価高の克服（経済対策）との関係	<p>病院運営に係る経費は、本来、診療報酬によって賄われるべきであるが、令和6年6月に実施された診療報酬改定率（+0.88%）を上回る労務単価の上昇や物価高騰が生じており、病院事業会計においては令和6年度決算は過去最大の赤字となる約100億円の純損失を計上した。</p> <p>沖縄県病院事業局に対し支援を行うことは、物価高騰の影響を受けている不採算地区中核病院の支援を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		